

重要事項説明書

本重要事項説明は、保育の提供の開始にあたり、あらかじめ保育の内容等に関する事項について説明するものです。

施設

| 開設年月日 | 施設の名称 |
|-----------|-------------|
| 2014年4月1日 | 慶櫻南台保育園 |
| 2014年4月1日 | 慶櫻おおたかの森保育園 |
| 2014年4月1日 | 慶櫻ふじみ保育園 |
| 2014年4月1日 | 慶櫻ハナミズキ保育園 |
| 2014年4月1日 | 慶櫻市野谷保育園 |
| 2014年4月1日 | 慶櫻ゆりのき保育園 |

職員の配置状況

園は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、配置基準を下回らない人数を配置する。保育園の運営上の都合により変動することがある。

利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

(1)に掲げる保育料のほか、実費費用徴収がございます。お支払いにつきましては随時ご案内いたします。また、延長保育につきましては基本的に満1歳以上、お子様の成長により受け入れの可否が決定し、利用可能となります。

緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、基本的に保護者の指定する『緊急連絡表』に記入された医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。都合上指定病院の受け入れ不可の場合は、嘱託医又は緊急受け入れ先への連絡等を行います。

| | |
|-----------------------------|--|
| 宗教活動・ 政治活動 営利活動・ 他 | <ul style="list-style-type: none">・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者及び園関係者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動、勧誘、集会、引き抜き行為はご遠慮ください。・個人情報により保育園に関する行事等でのビデオ撮影や写真撮影等は個人のみでお楽しみ下さい。・当法人における集団生活のルールやマナーを厳守頂きます様お願い致します。・駐車場は園の許可制で使用可能となります。駐車場での事故や盗難については一切の責任を負いません。自己責任にてお願いします。・万が一敷地内で事故が起きた場合は、必ず園へ連絡をお願いします。・駐車場を利用する場合、停車中はエンジンを止め、駐車場で子どもを遊ばせる行為や車中への子どもの置き去りはやめて下さい。・職員への金銭・物品の贈与はお断り致します。 |
|-----------------------------|--|

| | |
|------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・実費負担を期限内に支払いされない方は児童手当からの特別徴収を実施します。滞納者への文書による督促、電話や自宅訪問や職場訪問、緊急連絡先へ支払い交渉、資力や財産状況の確認を行います。分納が必要と法人が判断した場合は法人の定める期間内における分納誓約、その他法令に基づいた処理を行います。延滞者へ遅延金損害、延滞利息、請求手数料等を加算させていただきます。滞納者へ延長保育の利用中止及び実費に関わる全ての提供を停止します。支払いの意思が確認できない場合は、保育園利用の継続について重大な障害が生じる為、保育を終了する。 ・メガネや補聴器、ご家庭からの持ち込んだ私物、医師の指示による園で必要な器具・機器等について、保育園生活の中で破損する可能性が十分考えられます。その場合、責任を負うことができませんので、ご了承下さい。 ・園の所有物を破損した場合、実費費用の請求を致します。 ・基本的に個別の送迎対応は行いません。但し、家庭状況及び子どもの発達状況等で個別に対応が必要と園が判断した場合は、園が受け入れできる範囲内で対応を行う事ができる。 ・個別の郵送物の受取はできません。 |
| 利用に関する留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・当園に入園決定され支給認定を受けた保護者が重要事項同意説明書に同意された後利用を開始します。 |
| 利用終了に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの退園の申し出があった時。 ・保育利用継続が不可能であると市町村又は園が認めた時、利用継続の重大な支障又は困難が生じた時。 ・利用料を支払われない時。 ・保護者、園児、その家族ないしはその関係者が法人・保育園・園職員その関係者又は他の園児に対して保育を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為、ハラスメント行為、園のルールを守らない時、その他園が保育利用を継続しがたいと判断した時。 |
| 延長保育及び保育時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・開園時間外での保育の利用はできません。時間厳守をお願い致します。開園時間を過ぎた場合、保育受託についてのご相談及び（利用可否）実費請求を行います。延長保育利用に重大な障害・困難が生じると判断した場合は延長保育の利用を中止・停止致します。 ・園が、個別に配慮等が必要だと判断した場合、延長保育の利用をお断りする可能性があります。 |

実費に関わる負担金

・園指定制服・夏服 5900 円/冬服 6700 円 ・園指定バック 5500 円

・年間行事等に関わる費用

(例：行事おおよそ 500 円～1000 円程度その他卒園アルバム等※園児数により価格が毎年異なります)

・連絡帳（乳児）190 円/（幼児）130 円 ・お手紙袋 260 円 ・カラー帽 1080 円 ・布団乾燥代 400 円 ・園児名札 300 円

・おむつ処理月 600 円 ・クレヨン 600 円 ・はさみ 480 円 ・のり 250 円 ・ねんどセット 1150 円 ・防災ずきん 2200 円

・自由画帳 380 円・オムツ 1 枚 100 円・パンツ 1 枚 550 円・延長保育料・主食費 3000 円・副食費 4500 円・延滞金・各種手数料（口座振替手数料他）※その他補助金改正又は制度改正に伴い別途実費が発生する場合がございます。

※消費税や商品入れ替え、価格変更等により標記価格が変更する場合がございます。その他貸し出し品等に関する商品購入の場合は都度請求させていただきます。

その他費用請求例

- ・個別対応において、送迎が必要と判断した場合
- ・緊急時対応に関わる職員帰路交通費、子どもが行方不明になるなど捜索等の対応に当たった場合、その他個別に費用が妥当であると判断される場合。
- ・園の所有物を破損した場合